

	<p>②補助教材として、自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのか等の理解のため、「科研費執行ガイドブック」の「I 研究費の不正防止に向けた取り組みについて」および「科研費補助金(補助金・助成金)の執行について」を確認する。</p> <p>③「理解度チェック」を行い、誓約書を提出する。</p>
	<p>競争的研究費等で雇用されている学生等(要綱第5条第3号)</p> <p>①コンプライアンス副責任者の面談およびコンプライアンス教育(研究不正防止リーフレットの配布)を受講</p> <p>②「理解度チェック」を行い、誓約書を提出する。</p>
	<p>競争的研究費等により謝金及び旅費等の支給を受ける学生等(要綱第5条第4号)</p> <p>①コンプライアンス教育(研究不正防止リーフレットの配布)を受講</p> <p>②「理解度チェック」を行い、誓約書を提出する。</p>
頻度	毎年1回

※1 桃山学院大学における競争的研究費等の管理のためのコンプライアンス教育・啓発活動に関する要綱

(構成員の範囲)

第5条 構成員の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

1. 競争的研究費等を受ける教員
2. 競争的研究費等の運営・管理に関わる職員
3. 競争的研究費等で雇用されている学生等
4. 競争的研究費等により謝金及び旅費等の支給を受ける学生等
5. その他、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員

※2 受講対象者(科研費等の稟議決裁および支出申請に関わる書類の決裁に関与する教職員)

1. 競争的研究費等の運営・管理に関わる職員(要綱第5条第2号)
副学長(研究担当)、大学学生・学術担当部長、大学企画担当部長
教務課共通教育機構担当課長、国際センター事務課長、BDL オフィス課長および担当者、
学術支援課研究支援室
2. その他、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員(要綱第5条第5号)
学長、学部長、共通教育機構長、各センター長、大学統括部長

(2)啓発活動

対象	全ての構成員
目的	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
実施内容 方法	<p>①コンプライアンス教育の内容を踏まえ、これと併用・補完することにより、不正防止対策の取組について実効性を高める内容を設定</p> <p>②既存の会議等を活用するほか、メール、ポスターの掲示等による啓発活動の実施</p>
頻度	少なくとも四半期に1回程度